

ご存知ですか？

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

該当される方で、申請されていない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

児童扶養手当

【支給対象者】

離婚などにより、父親と生計を同じくしていない18歳以下（18歳になる年度末まで）の児童、または20歳未満で心身に中度以上（特別児童扶養手当2級と同程度以上）の障害をもつ児童を養育されている母、または母にかわって児童を養育されている方に支給されます。

また、父が極めて重度の障害がある家庭の母も対象となる場合があります。

【支給額】

全部支給 月額4万1,720円
一部支給 月額4万1,710円

（9,850円）

右の金額は対象児童が1人の場合の手当額です。対象児童が2人の場合は、右の金額に5,000円、3人目以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

特別児童扶養手当

【支給対象者】

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育されている父もしくは母、または父母にかわって児童を養育されている方に支給されます。

【支給額】

1級該当児童 月額5万7,500円
2級該当児童 月額3万3,800円

各手当とも、前年の所得が所得制限の限度額を超えている場合は、手当の支給が停止されます。

手当の月額、物価変動等の要因により改定される場合があります。また、さまざまな支給制限がありますので、くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ

福祉部子育て支援課（社庁舎）
☎43・0408



税務課からのお知らせ

軽自動車税の納期が5月末に変わります

納期限の変更

平成22年度から、軽自動車税の納期限が4月30日から5月31日となり、口座振替日は5月31日となります。

なお、納期限が土・日・祝日の場合は、翌日が納期限となります。

納税通知書の発送時期

納期限の変更に伴い、納税通知書は5月中旬の発送になります。

平成21年度の軽自動車税納税証明書（継続検査用）

納税証明書には、有効期限が「平成22年4月29日」と記載されていますが、納期の変更に伴い「平成22年5月30日」までそのままご利用いただけます。

賦課期日（軽自動車税の課税基準日）は従来どおり4月1日です

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車等の所有者に対して、軽自動車税は賦課されます。

軽自動車税のコンビニ収納

平成22年度から、軽自動車税に限りコンビニエンスストアでも納付できるようになりましたので、ぜひご利用ください。

問い合わせ 総務部税務課（社庁舎）☎43-0396

軽自動車税の減免について

障害者手帳をお持ちの方が所有され、ご本人または生計を同じくするご家族が運転される軽自動車については、軽自動車税が減免される制度があります。

継続して該当される方には通知をお送りしていますが、新規に該当される方は、税務課までお問い合わせください。

普通自動車ですでに減免を受けられている方は対象外となります。

問い合わせ 総務部税務課（社庁舎）☎43-0396

平成22年度固定資産（土地・家屋）価格などの縦覧

縦覧期間 4月1日（木）～5月31日（月）
（土・日・祝日は除く）

縦覧時間 8:30～17:15

縦覧場所 総務部税務課（社庁舎）および滝野・東条窓口センター

問い合わせ 総務部税務課（社庁舎）☎43-0395